

静岡県告示第379号

地方自治法第243条第2項及び同法施行規則第12条第2号第14項に基づき、母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を委託したので、次のとおり告示する。

令和7年5月16日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 委託先

(1) 所在地

東京都千代田区紀尾井町3番12号

紀尾井町ビル8階802号室

(2) 名称及び代表者の名前

弁護士法人 一番町綜合法律事務所

代表社員弁護士 神崎 浩昭

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで